

図3 令和5年所得税はないが、令和6年分所得税が発生した

例：学生が、令和6年中に就職した場合

・ 令和5年時点 学生



令和6年分推計所得税額	0円
令和6年度個人住民税額	0円
当初調整給付額	0円



・ 令和6年時点 社会人



令和6年分所得税額（実績）	70,000円
定額減税可能額（令和6年分所得税分）	30,000円
定額減税可能額（令和6年度個人住民税分）	10,000円
不足額給付額（実績）	10,000円

定額減税可能額（令和6年分所得税分） = 〔本人+同一生計配偶者（控除対象配偶者を含む）+扶養親族〕 × **3万円**

※上記例の場合は、所得税分の定額減税可能額は、所得税から減税しきれ

定額減税可能額（令和6年度個人住民税分） = 〔本人+控除対象配偶者+扶養親族〕 × **1万円**

【解説】令和5年中は所得が無かったため、本人として令和6年分推計所得税額、令和6年度個人住民税額、当初調整給付額ともに0円だった者が、就職等により、令和6年分所得税が7万円となった。

この場合、定額減税可能額（令和6年分所得税分）の3万円が減税され、所得税額は4万円となる。

一方、定額減税可能額（令和6年度個人住民税分）については、令和6年度個人住民税（令和5年所得で算定）が発生しておらず減税することができないため、仮に令和6年度個人住民税が未申告でも、個人住民税分の定額減税可能額1万円が不足額給付として給付されます。